

墜落制止用器具（フルハーネス型）特別教育の開催について

加古川労働基準協会

1 開催日時

第1回 墜落制止用器具（フルハーネス型）特別教育 【終了】

日時：平成30年12月10日（月）

第2回 墜落制止用器具（フルハーネス型）特別教育 【終了】

日時：平成30年12月19日（水）

第3回 墜落制止用器具（フルハーネス型）特別教育

日時：平成31年 1月16日（水）

場所：加古川市立勤労会館

第4回 墜落制止用器具（フルハーネス型）特別教育

日時：平成31年 1月29日（火）

場所：加古川市立勤労会館

第5回 墜落制止用器具（フルハーネス型）特別教育 【追加実施】

日時：平成31年 3月 1日（金）

場所：加古川市立勤労会館

2 加古川労働基準協会が行う特別教育の内容について

1) 免除がある方（以下の2条件を具備することが必要です。）

① 足場に係る特別教育（以下「足場特別教育」という。）を修了された方

② 高さが2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難な場所で胴ベルト型安全帯を用いて6か月以上従事した経験を有する方

免除がある方の講習時間は以下のとおりです。

学科 2. 5時間

実技 1. 5時間

計 4. 0時間

2) 免除のない方（上記条件のない方）の講習時間は以下のとおりです。

学科 4. 5時間

実技 1. 5時間

計 6. 0時間

3 申込方法について

1) 免除のある方は、足場特別教育を受講したこと、6か月以上胴ベルト型安全帯を使用して作業床の設置が困難な高所で作業を行った証明が必要です。

そのため申込書は『墜落制止用器具（フルハーネス型）特別教育受講申込書』（様式1）をダウンロードして使用して下さい。

2) 免除のない方は加古川労働基準協会が普段使用している『特別教育受講申込書』（様式2）をダウンロードして使用して下さい。